

■ 商工会経理システム 消費税区分マスター一覧表

収入・支出	消費税区分	消費税区分名称	略称	税率(%)	内容
その他	00	対象外	対象外	0	すべての貸借科目、不使用科目（簡易課税の場合の支出科目等）
【収入の部】					
収入の部	01	課税収入（第一種事業）10%	課税一種10%	10	簡易課税で第一種事業（卸売業）の課税売上上の収入。本則課税では課税収入とみなす。
収入の部	02	課税収入（第二種事業）10%	課税二種10%	10	簡易課税で第二種事業（小売業）の課税売上上の収入。本則課税では課税収入とみなす。
収入の部	03	課税収入（第三種事業）10%	課税三種10%	10	簡易課税で第三種事業（製造業等）の課税売上上の収入。本則課税では課税収入とみなす。
収入の部	04	課税収入（第四種事業）10%	課税四種10%	10	簡易課税で第四種事業（その他の事業＝飲食店等）の課税売上上の収入。本則課税では課税収入とみなす。
収入の部	05	課税収入（10%）	課税収入10%	10	課税売上上の収入。簡易課税の場合、第五種事業（サービス業等）の課税売上上の収入。
収入の部	06	課税収入（第六種事業）10%	課税六種10%	10	簡易課税で第六種事業（不動産業）の課税売上上の収入。本則課税では課税収入とみなす。
収入の部	10	課税収入（5%）	課税収入5%	5	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
収入の部	11	課税収入（第一種事業）5%	課税一種5%	5	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
収入の部	12	課税収入（第二種事業）5%	課税二種5%	5	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
収入の部	13	課税収入（第三種事業）5%	課税三種5%	5	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
収入の部	14	課税収入（第四種事業）5%	課税四種5%	5	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
収入の部	16	課税収入（第一種事業）8%	課税一種8%	8	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
収入の部	17	課税収入（第二種事業）8%	課税二種8%	8	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
収入の部	18	課税収入（第三種事業）8%	課税三種8%	8	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
収入の部	19	課税収入（第四種事業）8%	課税四種8%	8	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
収入の部	20	課税収入（8%）	課税収入8%	8	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
収入の部	21	課税収入（第六種事業）8%	課税六種8%	8	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
収入の部	22	課税収入（第一種事業）軽減8%	課税一種軽8	8	簡易課税で第一種事業（卸売業）の課税売上上の収入。本則課税では課税収入とみなす。
収入の部	23	課税収入（第二種事業）軽減8%	課税二種軽8	8	簡易課税で第二種事業（小売業）の課税売上上の収入。本則課税では課税収入とみなす。
収入の部	24	課税収入（第三種事業）軽減8%	課税三種軽8	8	簡易課税で第三種事業（製造業等）の課税売上上の収入。本則課税では課税収入とみなす。
収入の部	25	免税収入	免税収入	0	課税売上だが免税となる収入（例：輸出売上）。
収入の部	26	課税収入（第四種事業）軽減8%	課税四種軽8	8	簡易課税で第四種事業（その他の事業＝飲食店等）の課税売上上の収入。本則課税では課税収入とみなす。
収入の部	27	課税収入（軽減8%）	課税収入軽8	8	課税売上上の収入。簡易課税の場合、第五種事業（サービス業等）の課税売上上の収入。
収入の部	28	課税収入（第六種事業）軽減8%	課税六種軽8	8	簡易課税で第六種事業（不動産業）の課税売上上の収入。本則課税では課税収入とみなす。
収入の部	30	非課税収入	非課税収入	0	有価証券売却益以外の非課税の収入（例：地代収入、利息収入、保険料収入）。
収入の部	35	有価証券売却益収入	有価証券収入	0	有価証券売却益（非課税）の収入。課税売上割合の計算上、他の非課税収入と区別して値が取り扱われる。
収入の部	40	不課税収入	不課税収入	0	不課税で特定収入等（特定収入外補助金収入～計算除外収入）以外の収入。
収入の部	45	特定収入外補助金収入	特定収入外	0	補助金（不課税）のうち特定収入以外の収入（例：補助金収入のうち人件費相当額）。 ▼消費税計算のうえでは不課税収入（区分40）と同じ扱いで本来は分類不要。 しかし商工会の補助金収入は「人件費相当額」と「その他（事業費相当額）」が一括入金されるケースが一般的であり、 その場合は同一の補助金収入内に「特定収入」とそれ以外の不課税収入が混在することがあり得る。 そのため便宜上、消費税区分として当区分を設定し、補助金収入内で特定収入の該当有無を区分可能としている。
収入の部	50	特定収入（使途特定、共通）	特定収入共通	0	一括比例配分方式では、特定収入（不課税）のうち使途が課税仕入に限定。個別対応方式では、その課税仕入は課税売上又は非課税売上※のいずれかのみに要するのではない（例：補助金収入の大半）。
収入の部	51	特定収入（使途特定、課税売上専用）	特定収入課税	0	一括比例配分方式では、特定収入（不課税）のうち使途が課税仕入に限定。個別対応方式では、その課税仕入は課税売上※のみに要する。
収入の部	52	特定収入（使途特定、非課税売上専用）	特定収入非課	0	一括比例配分方式では、特定収入（不課税）のうち使途が課税仕入に限定。個別対応方式では、その課税仕入は非課税売上※のみに要する。
収入の部	55	特定収入（使途不特定）	特定収入不特	0	特定収入（不課税）のうち使途が不特定（例：会費収入、保険金収入）。
収入の部	60	計算除外収入	計算除外収入	0	実質的な収入に該当しない収入＝不課税（例：他会計繰入金収入、積立金取崩収入、前期繰越収支差額）。
収入の部	69	判定保留収入	判定保留収入	0	一時的に消費税区分の判定を保留した収入（決算までに他の消費税区分に変更しなければならない）。
【支出の部】					
支出の部	70	控除可支出（5%）	控除可支出5%	5	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
支出の部	71	控除可支出（8%）	控除可支出8%	8	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
支出の部	72	控除可支出（10%）	控除可支出10	10	一括比例配分方式では課税仕入の支出。個別対応方式では、課税売上又は非課税売上※のいずれかのみに要するのではない課税仕入の支出。
支出の部	73	控除可支出（軽減8%）	可支出軽8	8	一括比例配分方式では課税仕入の支出。個別対応方式では、課税売上又は非課税売上※のいずれかのみに要するのではない課税仕入の支出。
支出の部	75	控除可支出（5%、課税売上専用）	控除可課税5%	5	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
支出の部	76	控除可支出（8%、課税売上専用）	控除可課税8%	8	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
支出の部	77	控除可支出（5%、非課税売上専用）	控除可非課5%	5	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
支出の部	78	控除可支出（8%、非課税売上専用）	控除可非課8%	8	経過措置による旧税率での入力や過去の帳票出力時等に使用
支出の部	80	控除不可支出	控除不可支出	0	課税仕入以外の支出。
支出の部	81	控除可支出（10%、課税売上専用）	控除可課税10	10	一括比例配分方式では課税仕入の支出。個別対応方式では、課税売上※のみに要する課税仕入の支出。
支出の部	82	控除可支出（軽減8%、課税売上専用）	可課税軽8	8	一括比例配分方式では課税仕入の支出。個別対応方式では、課税売上※のみに要する課税仕入の支出。
支出の部	83	控除可支出（10%、非課税売上専用）	控除可非課10	10	一括比例配分方式では課税仕入の支出。個別対応方式では、非課税売上※のみに要する課税仕入の支出。
支出の部	84	控除可支出（軽減8%、非課税売上専用）	可非課軽8	8	一括比例配分方式では課税仕入の支出。個別対応方式では、非課税売上※のみに要する課税仕入の支出。
支出の部	90	計算除外支出	計算除外支出	0	実質的な支出に該当しない支出＝控除不可（例：積立金繰入支出、他会計繰出金支出）。
支出の部	99	判定保留支出	判定保留支出	0	一時的に消費税区分の判定を保留した支出（決算までに他の消費税区分に変更しなければならない）。

内容の説明内※ 税率取扱上、この非課税売上には不課税売上を含めて考えます（一方、課税売上割合の計算上、非課税売上には不課税売上は含めない）。

※05 課税収入(10%)は本則課税の課税収入(10%)と簡易課税の課税収入(第五種事業)10%兼用です。

※10 課税収入(5%)は本則課税の課税収入(5%)と簡易課税の課税収入(第五種事業)5%兼用です。

※20 課税収入(8%)は本則課税の課税収入(8%)と簡易課税の課税収入(第五種事業)8%兼用です。

※27 課税収入（軽減8%）は本則課税の課税収入（軽減8%）と簡易課税の課税収入(第五種事業)軽減8%兼用です。